

「(仮称)NW福島CC太陽光発電所設置事業環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ノザワールドが、福島県福島市において、最大で出力35,000kWの太陽電池発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

本事業は、本事業者が運営を終了したゴルフ場の跡地を対象事業実施区域に設定しており、太陽電池発電設備の設置に当たっては、ゴルフコースを現状のまま利用することを基本とし、切土・盛土を伴う造成工事を実施しない等、開発済みの土地の特性を踏まえた環境の保全についての一定の配慮が認められる。

一方で、本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

今後、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査等について

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。